鮫川村農機具等マッチング事業

※譲渡者情報の掲載期間は
１年間とする。

⑧譲渡
契約内容が決まり次第、譲渡者から
譲受者へ譲渡する。

譲渡申込者
（村内外）

譲受希望者
（村内）

⑦実物確認
譲受者から譲渡者へ連絡を取り、
契約内容と実物を確認する。
※契約内容は村では介入しない

①譲渡申込
譲渡希望者は村へ申請書
及び同意書を提出する。
【様式第１、２号】

②確認・決定通知
村で申込内容・譲渡する機械等の確認
をし、村 HP への情報掲載決定後、譲渡
者へ決定通知を送付する。
（様式第３号）

④譲受申込
譲受を受けたい場合、
村へ連絡する。
（電話またはメール）

⑥連絡先伝言
譲受者へ譲渡者の
連絡先を伝える。

⑨完了報告
譲渡者は村に完了報告書を
提出し、村は HP に掲載して
いる譲渡者情報を削除する。
（様式第６号）

⑤譲受希望者発見報告
村から譲渡申込者に対して譲受希望者
の氏名・電話番号を伝える。
※連絡は譲受希望者から行う。

③情報掲載
譲渡情報を村 HP に
掲載する。

村（農林商工課）

TEL：0247-49-3113　　メールアドレス：nourin@vill.samegawa.fukushima.jp

2022.9